

ひとづくり・まちづくり団体支援事業募集要項

1 目的

県内でひとづくり・まちづくりに取り組む民間の活動団体等に対して、その活動に係る諸事業に助成することにより、更なる地域の活性化を図ります。

2 助成の対象

ひとづくり・まちづくりに取り組む社会教育関係団体、NPO法人、民間団体、その他財団が認める団体

3 活動の内容

ひとづくり・まちづくりに繋がる諸活動であり、実践的、継続的で地域住民の自己啓発及び交流、更には地域の活性化を推進する活動

- ※ 活動例
- 1 地域の先人、伝統芸能、郷土文化等の保存・伝承活動
 - 2 地域住民によるまちづくり塾等の学習活動
 - 3 アクティブシニアの生きがいづくり活動
 - 4 安心・安全な学校運営等への学校支援活動
 - 5 小中高校生のための農林水産業における体験活動
 - 6 小中高校生等による観光ガイド等の養成活動
 - 7 福祉、観光、環境、災害、文化、子育て支援等のボランティア活動
 - 8 地域住民が協働して取り組むコミュニティ活動
 - 9 その他、(公財)山口県ひとづくり財団が必要と認める活動

4 助成の条件

次の事業等は助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教的、政治的及び商業的宣伝の意図のある事業
- (3) 国及び県（外郭団体を含む）から助成等を受けている事業
- (4) 同一団体等への助成が過去3回ある事業（旧教育財団の事業を含む。）
- (5) 市町、公民館等の主催事業
- (6) 一回限り及び興行的なイベント
- (7) 組織、予算の規模が大きく、自主運営をしている団体

5 助成額

対象経費の2分の1以内とし、1件あたり上限を20万円とします。

6 対象経費

旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、諸謝金、保険料、その他財団が必要と認める経費を対象とします。

なお、団体等の恒常的な人件費、運営費、備品購入費、接待費及び飲食費、会員の旅費（ただし、ボランティアに係る会員の旅費は対象とします。）は、対象となりません。

また、広告収入及びチケット収入は、対象経費から除外します。

7 申請手続

別添様式により平成29年5月16日(火)までに当財団へ申請してください。

8 交付決定

審査委員会で審査の後、交付を決定し、平成29年6月中旬に文書で通知します。また、交付決定団体については、財団ホームページに掲載します。

9 助成金の交付

事業完了後に提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合に、助成金の額を確定し、交付します。

なお、必要と認めたときは概算払いができます。

10 その他

事業のポスター、チラシ、プログラム等を作成する場合には、「公益財団法人山口県ひとづくり財団助成事業」である旨の表示をしてください。